



Title	韓国の既婚女性の日常生活：「生活時間調査」の分析を中心に
Author(s)	金, 錦艶
Citation	アジア太平洋論叢. 2007, 17, p. 87-109
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100056
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

韓国の既婚女性の日常生活 －「生活時間調査」の分析を中心に－

金 錦 艶*

はじめに

近年、性による役割分担というより、男女が共同して社会活動に参加し、男女がともにワークとライフとの間でバランスのとれた生き方ができる社会を目指そうとする動きが世界の至るところで見受けられる。女性の社会進出の程度を測る指標として、女性の労働参加率¹を見てみると、OECD諸国の中では、アイスランド等の北ヨーロッパ諸国では約80%の労働参加率であり、アメリカ、イギリス、カナダでは約70%である。韓国においては、1960から1970年代までは経済水準もまだ低く、この時代にあって、教育投資は男性しかその余裕はなく、女性の教育投資は十分なされなかつたと言えよう。また韓国においては社会的通念として、「男性は仕事、女性は家事や育児をする」ことであり、女性の側も積極的に社会進出することを考えなかつた。それ故、女性側から積極的に教育投資をするインセンティブもなかつたと考えられる。

しかしながら韓国経済も経済発展が進むと、女性にも教育投資を行う経済的余裕のある世帯が多くなってきた。また女性の労働権の確保、並びに母性保護のための法的整備や制度的な改革²も行われ、女性の社会進出を促進するような環境が整ってきたように思われる。その結果、韓国において1960年及び1970年には女性労働参加率が、それぞれ37.0%と39.3%であったが、1980年には42.8%、1990年には47.0%、2004年には49.8%と少しづつ上昇してきている。しかしながら、

* 大阪外国语大学大学院博士後期課程

欧米諸国と比べると、その水準は半分ほどであり、OECD諸国の中では下位から6番目の位置にある。

韓国において、従来多くの女性が結婚すると退職して家庭に入るというのが通例であった。しかし経済の発展とともに、女性を取り巻く労働環境の変化、あるいは女性自身の意識の変化、社会通念の変化などさまざまな変化をしてきている今日、韓国女性の行動パターンも変化してきていていると考えられる。さらに、最近では韓国も、高齢化³や少子化⁴が非常に早いスピードで進んでいる。その結果、労働不足を補う一つの手段として、女性労働力の活用が望まれている。80年代に入つて、韓国経済の産業構造が第三次産業中心に移り、労働市場にも変化が現れ、さまざまな雇用形態が見られるようになった。その結果、既婚女性の労働供給が飛躍的に増大し、1980年の41.5%から1997年の49.6%に上昇した。その後、1997年の通貨危機により韓国経済が停滞し、既婚女性の労働参加率も低下するが、2004年には48.7%の水準にまで回復している。

本稿では、韓国の既婚女性の労働参加率が何故低いのかを生活実態を通して分析することを目的としている。これに関する先行研究は最近多くなされてきているが、生活時間に基づいた研究は数少ない。生活時間からの研究として例外的にあるのは、安玲姫（1977）の研究であるが、慶尚南道の晋州市の専業主婦に限られている。박수미（パクスミ）・김진옥（キムジンウク）・선보영（ソンボヨン）・손문금（ソンムンクム）（2005）は、1999年の「生活時間調査」の資料を基に韓国女性全体を対象に生活時間の分析を行っている。2004年の最新の「生活時間調査」資料を使って分析したものに、박민자（パクミンジャ）・손문금（ソンムンクム）（2005）があるが、研究対象が高齢者に限定されている。

本稿では、2004年版の「生活時間調査」を使用し、研究対象を既婚女性とした。以下の検討において、まず、韓国女性が日々の生活時間を与えられた環境・条件の下で労働市場に参加するか否かを、どのように決定しているか、あるいはそれらがどのような特徴を持っているかを、簡単な経済学のモデルを使って吟味することにする。この場合、企業によって求められる最少労働時間と労働者の希望労働時間との違いを重要な要因として検討を行った。次いで、2004年の「生活時間調査」をもとづく実証分析を通して、既婚女性の労働参加率の低い背景を明らかにする。

1. 労働時間の決定に関する理論的検討

労働供給モデルでは経済活動参加決定と労働時間の決定は同時に行われる。モデルにおいて既婚女性の家事負担は時間の機会費用を低め、労働市場への参加を制限することになる（Heckman, 1974）。しかし、ここでは既婚女性の労働市場への参加が、労働時間の侧面からも制約を受けていることを無視している。つまり、労働者が労働時間を自由に選択できるということは非現実的である。多くの仕事で労働時間が定められ、労働者の選択肢は広くはない。需要側からみて、採用した労働者には一人当たりの固定費用がかかるため、一定の労働時間以下の仕事を用意することは難しい。現実には多様な労働時間の仕事が均等に分布しているわけではなく、一定以上の時間を働くかなければならない仕事の分布に偏っている。言わば、最少労働時間制約（minimum-hour constraint）あるいは固定労働時間制約（fixed-hour constraint）が存在することである（Moffitt, 1982; Zabel, 1993; Feather & Shaw, 2000）。需要側の企業から求められる最少労働時間制約の存在は、労働者が労働市場に参加するか否かに決定的な影響を与えると考えられる。また、労働者も自らの最適時間に合わせて、労働を供給しようとする。その結果、労働市場で決定される労働供給は、企業の要求する労働時間と労働者が希望する労働時間の組合せによって結果が違ってくる。

以下では、企業から求められる最少労働時間と労働者の希望労働時間の組み合わせによって、既婚女性の労働参加率に、どのような違いが見られるのかを3つの状況に分けて理論的に検討してみる。

(1) 労働者の希望労働時間 (H_D) = 0 の場合

ここでは、一日の時間配分を考え、労働者が余暇時間 (L) と労働時間 (H) にいかに配分すれば、効用が最大になるかを考える。したがって $L + H = 24$ である。図1において、縦軸に消費、横軸に余暇時間をとる。なお、 T (=24) を一日の時間とする。今、市場の賃金率が W として与えられると、消費 (=所得) を Y とすると、予算制約式は次のように表される。

$$Y = WH \quad ①$$

ここで労働時間 (H) を「24時間 - 余暇時間 (L)」に換えると、①式は次式のようになる。

$$Y = W \cdot (24 - L) \quad ②$$

この予算線は図1において、TAとして描かれている。

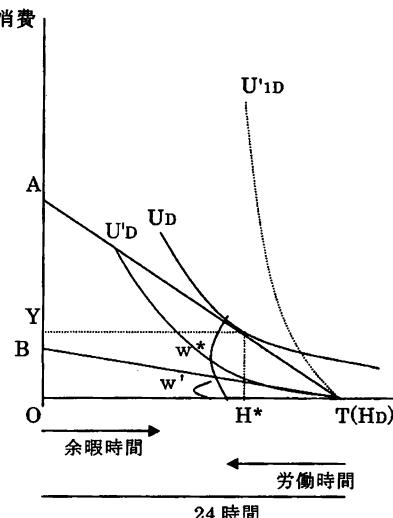
縦軸の切片は、余暇時間がゼロの場合で一日24時間すべて労働に当てた場合である。この時の消費は24Wである。反対に一日をすべて余暇に費やした場合、消費（所得）はゼロとなる。

労働者が効用を最大化するように行動する場合の時間配分は、予算線と無差別曲線の接点（交点）で示される。

図1 労働者の希望労働時間がゼロのときの労働供給

無差別曲線は、図1において U_D として描かれている。今、ある労働者の無差別曲線が U'_D で市場賃金率が W^* のとき、労働者の最適労働時間は $T H^*$ である。もし、市場賃金率が W' に大きく低下すると、労働者は働くことになる。なぜなら、この時、予算制約線と無差別曲線が接するのが T 点だからである。さらに女性が結婚して無差別曲線の形状が変化すると、賃金が一定でも働くことになる。たとえば、家事・育児に価値を見い出し、労働市場で働くことにそれほど大きな効用を見出せない人の無差別曲線は、急勾配をもって U'^1D のようになる。その結果、予算制約線と無差別曲線は T 点で交わることになり、労働市場では働くことになる。

労働市場で働くかどうかは、留保賃金も関係している。一般的に留保賃金が高い人は、働く可能性が高いといえる。留保賃金も人によって異なるが、自分自身は能力があって生産性が高いと考える人の留保賃金は、高くなると考えられる。一般的に教育投資をして人的資本が高い水準にある人の留保賃金は、そうでない人と比べて留保賃金は高いと考えられる。留保賃金を決定する他の要因として、既婚女性の働く環境が考えられる。もし小さな子供を保育園に預ける場合の費用



が高かったり、保育施設の整備度が十分でなく個人負担が大きくなる時、これらの条件にも関わらず働くとする場合、留保賃金は高くなるであろう。

一方で、仕事より育児や家事などに大きな価値を見出す人の場合、留保賃金率は低くとも、労働市場に出てこない傾向がある。このような既婚女性を労働市場に呼び戻すには、保育施設の充実、在宅での労働環境の整備を進める必要があるだろう。

(2) 労働者の希望労働時間 (H_D) > 企業の最少労働要求時間 (H_0)

労働者の希望労働時間が、つまり最大限働ける時間が、企業が求める最少労働時間より大きい場合、労働者は働く余裕が十分あり、企業が望む限り労働者は希望する時間 (H_D) まで働くことができる（図2）。

(3) 労働者の希望労働時間 (H_D) < 企業の最少労働要求時間 (H_0)

労働者の希望労働時間が、企業が求める最少労働時間より小さい場合、二つの可能性が考えられる。

1) 非自発的に働くことができない

場合：企業が最少労働時間において、譲らない限り、労働者は労働市場で働きたくても非自発的に働くことができない。

2) 労働者が希望労働時間だけ働く場合：もし、企業が労働者の希望労働時間を認めて、最少労働時間の賃金率 w と同じ賃金率を保障してくれるとする、労働者は希望時間だけ働くことになり、図3に示すようになる。

しかし、図4のように、企業が労働者の希望労働時間を認めたとしても、その賃金率を最少労働時間の賃金率 w より低くした場合、二つの可能性が生じる。①

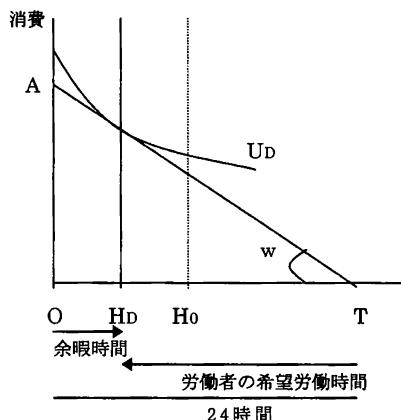


図2 労働者の希望労働時間が企業の最少労働時間より大きいときの労働供給

その賃金率を最少労働時間の賃金率 w と労働時間ゼロの賃金率 w' の間に指定した場合、労働者は家に残ってまったく働かないより相対的に効用が高いため、低い賃金率でも働くと考えられる。②しかし、もしその賃金率を労働時間ゼロの賃金率 w' より低く指定した場合は、労働市場で働くよりもまったく働かないほうが、相対的に効用が高いため、労働者は働くことになる。

上記で検討したように、労働者の労働供給は労働者の希望労働時間と企業の最少労働時間によって変化するが、労働者の労働供給に大きな影響を与える大きな要因の一つに企業からの最少労働要求時間の制約がある。労働者の希望労働時間がゼロのとき、企業は労働者の労働意欲を持たせるために、市場賃金率を留保賃金率より高く提示すればよい。労働者の希望労働時間が企業の最少労働要求時間より大きいときは、企業が最大労働時間を制限しない限り、労働者は希望する時間まで働くことができ、労働供給には問題がないと考えられる。しかし、希望労働時間が最少労働時間より小さいとき、労働者が企業の最低限の労働時間に応じられない場合、労働者は働くのを断念することになる。企業が最少労働時間で譲歩しない限り、労働者の労働供給は提供

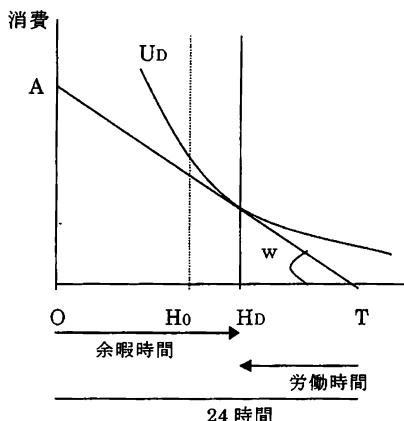


図3 労働者の希望労働時間が企業の最少労働時間より小さいときの労働供給（賃金率の変化なし）

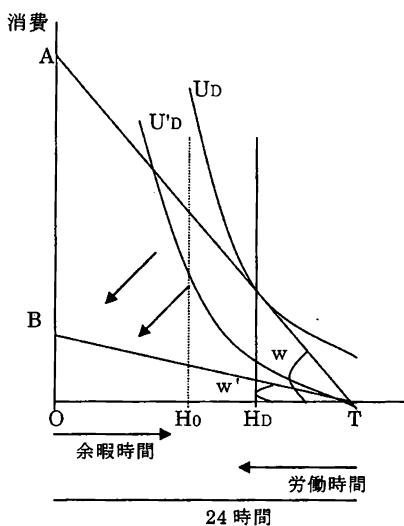


図4 労働者の希望労働時間が企業最少労働時間より小さいときの労働供給（賃金率の変化あり）

されないのであろう。つまり、労働供給に大きな影響を与える一つの要因として、企業の最少労働要求時間の制約が考えられる。それ故、労働時間の短縮は労働力率の上昇をもたらす可能性が強いと考えられる。従って、企業の最少労働時間をどの程度にすれば、労働者の労働供給がどの程度増加するのかといったことを検討する必要があろう。

2. 既婚女性の生活時間配分の検討

上記の理論的検討から、企業の求める最少労働時間が労働力の供給に大きな影響を与えていていることが理解できるであろう。この最少労働時間は、特に家庭を持つ既婚女性にとって労働力供給の大きな障害だと考えられる。以下では最少労働時間について考えるため、既婚女性の生活時間を通じて実態分析を行う。まず、その実態分析の資料になる「生活時間調査」資料について説明し、次に、「生活時間調査」資料から既婚女性の一日の時間配分を把握し、そこから既婚女性が労働市場で働く時間的余裕について考察を行う。

(1) 「生活時間調査」の概要

1) 「生活時間調査」資料について

本稿では、韓国統計庁の2004年「生活時間調査報告書」を資料として分析を行う。「生活時間調査」は時間日記 (time diary) 方法によって情報収集されている。時間日記法は時間収支 (time budget) 情報を収集する一般的な方法で、回答者が自分の言葉で直接24時間以内に行った行動を記載する方法である。時間日記の重要な特徴は、その日の24時間の行動が報告されており、人間のすべての行動が把握できることである。その結果、時間日記でさまざまな活動に割り当てられた時間によって、人々の生活時間のパターンを把握できる (Robinson & Godbey, 1999)。

「生活時間調査」は2004年9月2日から9月13日までの間に、約32,000名(全国約12,750世帯の満10歳以上の家族)が二日間にわたって時間日記を10分間隔で作成したものである。彼らは主行動、同時行動などを記録した。一

世帯の二日間記録した時間日記を、二世帯がそれぞれ一日記録した時間日記と見なすと、25,500世帯が時間日記を提供したことになる。最終標本数は25,500世帯、64,000名である。

2) 生活時間の分類

生活時間の配分に関する先行研究は、時間が四種類—有給労働（Paid Work）時間、無給労働（Unpaid Work）時間、必需行動⁵（Personal Care）時間、自由時間（Free Time）一分類されると主張している。有給労働時間とは市場で収入を得る活動に割り当たられる時間である。無給労働時間には食事の準備、掃除、洗濯、家の管理、家庭経営、子育て及び家族の面倒を見ること、買い物などが含まれている。必需行動時間は睡眠、食事、洗面、服を着ること、医療的な治療を受けることなどで構成される。自由時間は残りの時間である（Robinson & Godbey, 1997）。

本稿ではこういった時間区分に従って韓国統計庁の「生活時間調査」の行動分類表を参考に生活時間の分類を以下の表1のように作成した。

表1 生活時間の分類

時間分類	行動分類	行動分類の内容
必需行動時間	必需行動	睡眠、食事及び間食、個人管理、健康管理など
有給労働時間	仕事及び学生の学校学習	雇用された仕事及び自営業、無給家族従事労働、農林漁業の無給家族従事労働、自己消費のための農林漁業の労働、就職活動、仕事関連の物品購入、その他の仕事に関連する行動、学校学習、学校外の学習など
無給労働時間	家事労働	食事の準備及び整理、衣類管理、掃除及び整理、家庭経営、その他の家の管理、その他の家事、買い物、家財道具・家の修理サービスを受けること、洗車・車両管理サービスを受けることなど
	家族の世話	未就学児童の世話、小中高生の世話、配偶者の世話、親及び祖父母の世話、その他の家族の世話
余暇時間	組織活動	参加及びボランティア活動、宗教活動
	交際活動	交際活動、遊興（お酒、踊り、カラオケ）

時間分類	行動分類	行動分類の内容
余暇時間	レジャー活動	観覧及び文化的行事参加、スポーツ及び戸外でのレジャー活動、趣味及びその他の余暇活動、一般的な学習
	大衆メディア活動	TV、新聞、雑誌、ラジオ、ビデオ、CD・テープ、コンピューター情報の利用
移動時間	移動活動	出勤・退社、通学、仕事関連の移動、余暇活動関連の移動、移動のための待ち時間など
その他の時間	その他の活動	生活時間調査アンケートの記入、その他

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

(2) 一日の生活時間の配分

ここでは、既婚女性の各種の生活領域と活動に使われた時間を中心に検討してみる。そのために、比較検討できるように、婚姻、性別、就業・未就業、共働き世帯・片働き世帯別に既婚女性の一日の生活時間配分を分析する。

1) 性別、婚姻別生活時間

表2は生活時間の分類によって、20歳以上の既婚女性と未婚女性の時間配分を比較したものである。

平日⁶の時間配分を長い順に見てみると、未婚女性は、必需行動、余暇、有給労働、移動・その他、無給労働の順位になっているのに対し、既婚女性は必需行動、余暇、無給労働、有給労働、移動・その他の順位となっている。既婚女性と未婚女性は、ともに必需行動、余暇に多くの時間を使っているが、労働時間と移動・その他の時間で差が見られる。

有給労働では、未婚女性が既婚女性より1時間55分多く働き、無給労働では、既婚女性が未婚女性より3時間33分多く働いている。つまり、既婚女性と未婚女性の労働時間の配分の違いは、既婚女性が無給労働に、未婚女性が有給労働に時間を当てていることが明らかである。しかし、無給労働時間と有給労働時間をあわせた労働時間全体は、既婚女性の労働時間は7時間17分に対し、未婚女性は5時間39分であり、既婚女性は未婚女性より労働に約1時間38分多く使っていることがわかる。これは、既婚女性が未婚女性より自

分のために使う時間が少ないと、家事の負担が大きいことが要因であろう。

日曜日の時間配分をみると、平日と同様、日曜日には必需行動や余暇に多くの時間が消費されているが、未婚女性は、それら行動に既婚女性よりさらに多くの時間を消費している。また、日曜日の労働時間は平日より少ないのは当然の結果であるが、既婚女性の無給労働の時間は平日とほとんど変わっていないことに注目できる。つまり既婚女性の無給労働時間は、平日が4時間15分であるのに対し、日曜日にも4時間10分である。既婚女性は、家庭を持たない未婚女性と違って、休日にもその無給労働の負担がかかっている。

表2 20歳以上既婚女性と未婚女性の時間配分

単位：時間 分

	平 日		日 曜 日	
	既 婚	未 婚	既 婚	未 婚
必需行動	10.19	10.32	11.12	11.54
労働時間全体	7.17	5.39	5.38	2.48
有給労働	3.02	4.57	1.28	1.35
無給労働	4.15	0.42	4.10	1.13
余 暇	4.46	5.29	5.30	7.25
移動・その他	1.38	2.19	1.40	1.54

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

次に、表3は、既婚女性と既婚男性の時間配分を比較したものである。

平日の時間配分をみると、必需行動、移動・その他に消費される時間は、いずれも既婚男性の方が既婚女性より、少し多くの時間を使っているが、大きな差は見られない。しかし、注目すべきは労働時間で、既婚男性が有給労働に多くの時間を使っているのに対し、既婚女性は無給労働に多くの時間を当てている。すなわち、既婚男性の有給労働時間が既婚女性の有給労働時間より3時間11分多いが、既婚女性の無給労働の時間は既婚男性の無給労働の時間より3時間41分多い。依然として伝統的な性役割分担を残している韓国

社会の事情を表している。このような性役割分担は日曜日にもはつきりとしている。

日曜日のデータからみると、平日と同様、既婚男性の使った時間は必需行動、移動・その他に既婚女性よりわずかながら多いことが分かる。また、労働時間で注目されることは、既婚男性の有給労働の時間は、当然のことながら、日曜日は平日に比べ大幅に減っているのに対し、既婚女性の無給労働の時間は、平日と比べてほとんど変化していないことである。既婚男性の無給労働時間は日曜日に少し増加しているが、無給労働の主な担い手は既婚女性であることが分かる。

表3 20歳以上既婚男性と既婚女性の時間配分

単位：時間 分

	平 日		日 曜 日	
	男	女	男	女
必需行動	10.24	10.19	11.29	11.12
労働時間全体	6.47	7.17	3.33	5.38
有給労働	6.13	3.02	2.32	1.28
無給労働	0.34	4.15	1.01	4.10
余 暇	4.44	4.46	6.55	5.30
移動・その他	2.06	1.38	2.03	1.40

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

このように既婚女性は、平日はもちろん、日曜日も家事労働、家族の世話をすることなどに多くの時間が使われ、余暇に消費されている時間は既婚男性より少ないことが分かる。

次いで、以下では、既婚女性を、就業・未就業別、就業時間別、共働き世帯・片働き世帯別に分けて、その実態を考察してみよう。

2) 20歳以上既婚女性の就業・未就業別の生活時間

表4は、就業・未就業別に既婚女性の時間配分を比較してみたものである。まず、平日の時間配分からみると、必需行動時間では、未就業既婚女性は、就業既婚女性より36分多く、移動・その他の行動時間では、就業既婚女性は、未就業既婚女性より18分多いが、必需行動と移動・その他の行動に大差は見られない。

ところが、有給労働、無給労働、余暇の行動時間においては、未就業既婚女性と就業既婚女性の行動時間には大きな差が見られる。有給労働では、当然のことながら、就業既婚女性は未就業既婚女性より5時間48分多く働き、無給労働では、未就業既婚女性は就業既婚女性より2時間28分多く働いている。労働時間全体を比較すると、就業既婚女性は未就業既婚女性よりも3時間20分多く働いていることがわかる。この3時間20分の差の意味を理解するのに、就業既婚女性と未就業既婚女性の余暇に使った時間の差をみると分かるであろう。つまり、未就業既婚女性の余暇時間は6時間16分で、就業既婚女性のそれは3時間12分である。その差は3時間4分である。就業既婚女性は余暇時間を減らし、その時間を労働時間に使ったことが見えてくる。未就業既婚女性は無給労働を主に担い、余暇時間が充実しているのに対し、就業既婚女性は有給労働を中心に無給労働も同時に担い、余暇時間を削って、全体として労働時間に多くを当てている。

平日と日曜日を比較してみると、未就業既婚女性は、日曜日に無給労働時間を減らし、その部分を主に必需行動に当てている。就業既婚女性は、日曜日には有給労働時間を減らし、その部分を必需行動、余暇時間や無給労働に当てていることがわかる。

上記すでに考察したとおり、既婚男性は無給労働にあまり時間を使わないため、無給労働の担い手としての既婚女性は、就業してもその家事を負担しなければならない。つまり、就業既婚女性は有給労働、無給労働すべてを担うこととなり、仕事と家事を両立する立場におかれていることが分かる。就業既婚女性の労働全体に使われている時間が相当長いことが、そのことを示している。

表4 20歳以上既婚女性の就業・未就業別の時間配分

単位：時間、分

	平 日		日 曜 日	
	未就業	就 業	未就業	就 業
必需行動	10.37	10.01	11.15	11.10
労働時間全体	5.39	8.59	4.45	6.29
有給労働	0.10	5.58	0.08	2.46
無給労働	5.29	3.01	4.37	3.43
余 暇	6.16	3.12	6.24	4.37
移動・その他	1.29	1.47	1.36	1.44

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

上記で、就業・未就業に分けて比較したが、表5では、就業した既婚女性をさらに36時間未満で働く短時間労働⁷と36時間以上働く長時間労働に分けて比較する。

まず、平日の時間配分をみると、必需行動や移動・その他では短時間労働と長時間労働に大きな差が見られない。長時間労働は有給労働に使った時間が、短時間労働の既婚女性より3時間4分多く、無給労働に使った時間が1時間26分短い。余暇に使った時間も1時間19分少ないことが分かる。つまり、これは長時間労働をしている既婚女性は、無給労働や余暇の時間を削って長時間働いていることを示している。日曜日に関して言えば、日曜日には長時間労働も短時間労働も、ともに労働時間は平日よりも減ってはいるが、長時間労働においては、無給労働時間は逆に増えていることは注目される。長時間労働の既婚女性は、家庭と職場で忙しく働いている姿が見てとれる。

それに対し、短時間労働は日曜日には、平日と比べて有給労働が減った部分を必需行動と余暇に当てている。つまり、短時間労働を選んでいる既婚女性は、家事を優先し、余暇時間もある程度確保した上で、働くことを選択している。

表5 20歳以上既婚女性の就業時間別時間配分

単位：時間、分

	平 日		日 曜 日	
	1-36時間未満	36時間以上	1-36時間未満	36時間以上
必需行動	10.11	9.58	11.03	11.12
全体労働時間	7.45	9.23	6.02	6.37
有給労働	3.39	6.43	1.53	3.04
無給労働	4.06	2.40	4.09	3.33
余 暇	4.12	2.53	5.10	4.26
移動、その他	1.51	1.45	1.46	1.44

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

しかし、韓国ではまだ短時間労働が少なく、全体の労働の9.0%しかしていない⁸。これから高齢化や少子化による人手不足が深刻になることによって、既婚女性の労働力は重要な労働力として注目されると考えられる。つまり、短時間労働の職種を増やし、既婚女性が働き易い環境を作ることが求められる。

3) 共働き世帯・片働き世帯別の生活時間

表6は、共働き世帯の夫と妻の時間配分を比較したものである。

まず、平日の時間配分をみると、必需行動や移動・その他はいずれも夫の方が妻より使った時間が少し多いが大きな差ではない。これに対して労働時間についてみると、夫は有給労働に7時間27分充てているが、無給労働には25分しか使っていない。それに対し、妻は有給労働に5時間59分を充てて、無給労働には3時間18分を使っている。ここでわかるように、共働き世帯の既婚女性は有給労働をしながら、同時に無給労働のかなりの部分を担っている実態がある。

平日と日曜日の有給労働、無給労働、余暇を比較してみると、平日と日曜

日との差はかなり大きいことが分かる。夫の有給労働に使われた時間が平日より4時間28分も減ったが、無給労働に使った時間はわずか30分しか増えておらず、余暇に使った時間が2時間39分増えている。それに対し、妻は有給労働に使った時間が3時間37分減って、無給労働に使った時間が47分増え、余暇に使った時間は1時間31分しか増えていない。働いている妻として、平日行っていない家事を休日で補っている姿を見てとることができる。

表6 共働き世帯の時間配分

単位：時間、分

	平 日		日 曜 日	
	夫	妻	夫	妻
必需行動	10.08	9.53	11.31	11.13
全体労働時間	7.52	9.17	3.54	6.27
有給労働	7.27	5.59	2.59	2.22
無給労働	0.25	3.18	0.55	4.05
余 暇	3.48	3.04	6.27	4.35
移動、その他	2.12	1.45	2.07	1.46

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

表7は、片働き世帯の時間配分をみたものである。片働き世帯といえば、言うまでもなく、妻が専業主婦であり、生計の中心を夫が担っている世帯のことである。

まず、平日の時間配分をみると、必需行動において夫と妻にはあまり差は見られない。そして、移動・その他において使われた時間が、夫が妻より少し多いが、これは通勤時間の差だと考えられる。そして、妻がいわゆる専業主婦であるため、妻は無給労働に多くの時間を使っている。そして、労働全体に使われた時間は、片働き世帯では、夫が妻より1時間8分多く働いている。そして、余暇に使われた時間は、これまで見てきた事実とは反対に、妻が夫より1時間57分の余暇時間を多く持っている。これは、すでに述べた共

働き世帯の妻より2時間33分の余暇時間を多く持ち、共働き世帯の妻の状況と完全に違っている。平日の状況では、「夫が仕事、妻は家庭」の状況をより明瞭に示している。

表7 片働き世帯の時間配分

単位：時間・分

	平 日		日 曜 日	
	夫	妻	夫	妻
必需行動	10.10	10.08	11.45	11.10
労働時間全体	7.52	6.44	3.24	5.28
有給労働	7.31	0.05	2.19	0.04
無給労働	0.21	6.39	1.05	5.24
余 暇	3.40	5.37	6.38	5.40
移動、その他	2.18	1.32	2.13	1.43

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

平日と日曜日を比較すると、日曜日は夫の有給労働に消費した時間が大きく減り、妻の無給労働に使った時間も減っている。これは、外で働く夫が日曜日に仕事を休むために有給労働時間が大幅に減り、妻は専業主婦のため、平日も家事をこなしてきたために、日曜日の無給労働が平日より減ったと考えられる。

労働全体の時間を比較してみると、平日には夫が妻よりも多く、逆に、日曜日には妻が夫よりも働く時間が多くなっている。

余暇時間を比べてみると、平日には妻のほうが、1時間57分多く、日曜日には夫が妻より58分多いことが分かる。これは、片働き世帯において、夫が平日には有給労働に集中して日曜日には休憩を取っているのに対し、妻は平日に家事に専念しているごく常識的な結果を示している。

共働き世帯の妻と片働き世帯の妻を比較してみると、必需行動や移動・その他に使われている時間を除くと、共働き世帯の妻は有給労働、無給労働、

余暇にそれぞれ一定の時間を当てているのに対し、片働き世帯の妻は、その時間を無給労働と余暇に主に充てていることが分かる。これは、片働き世帯の妻は、共働き世帯の妻より余暇時間が多いことを示している。ここには片働き世帯の妻は時間的に働く可能性は充分にあると考えていいだろう。では、なぜ片働き世帯の妻は働くかしないのか。それは本人が働く意思がないか、また家計から考えて働く必要がないという要因も考えられるが、ここではその点については議論せず、無給労働、余暇の具体的行動から共働き世帯の妻と片働き世帯の妻とを比較して、その要因を探ってみよう。

4) 妻の無給労働時間と余暇時間の内容

表8 共働き世帯と片働き世帯の妻の無給労働の内容

単位：時間、分

	平 日		日 曜 日	
	共 働 き	片 働 き	共 働 き	片 働 き
食事準備及び後片付け	1.28	2.16	1.48	2.07
衣類などの管理	0.21	0.38	0.32	0.33
掃除及び整理	0.30	0.53	0.42	0.46
家の管理	0.03	0.05	0.03	0.05
家庭管理関連の品物の購入	0.11	0.25	0.19	0.21
家庭経営	0.03	0.06	0.01	0.02
その他の家事	0.00	0.01	0.00	0.01
未就学児童の世話	0.20	1.32	0.22	1.09
小中高生の世話	0.16	0.29	0.10	0.12
配偶者の世話	0.03	0.08	0.02	0.04
親及び祖父母の世話	0.01	0.03	0.03	0.02
その他の家族の世話	0.01	0.04	0.02	0.01

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

表8に示すように、無給労働を使う時間の多い順を比較してみると、片働き世帯の妻は、1位が食事準備及び後片付け、2位が未就学児童の世話、3位が掃除及び整理、4位が衣類などの管理であるのに対し、共働き世帯の妻は、1位が同じく食事準備及び後片付け、2位は掃除及び整理、3位が衣類などの管理、4位に未就学児童の世話である。曜日による違いはほとんどない。共働きも片働きも食事の準備と後片付けに最も多くの時間を費やしているが、両者の大きな違いは「未就学児童の世話」である。これは、共働き世帯の妻が働くため、未就学児童の世話を他人や保育所などに任せていることが考えられる。ここから片働き世帯の妻を労働市場に参入させるための可能性として考えられるのは、妻の育児の負担を減らすような施設（保育所など）や制度を作ることではないかと考えられる。

表9 共働き世帯と片働き世帯の妻の余暇時間の内容

単位：時間、分

	平 日		日 曜 日	
	共 働 き	片 働 き	共 働 き	片 働 き
近所及び親しい関係の人を助ける	0.01	0.01	0.01	0.01
参加活動	0.01	0.01	0.01	0.00
ボランティア	0.00	0.02	0.00	0.01
交際活動	0.41	1.07	0.52	0.54
学 習	0.03	0.13	0.03	0.05
メディアの利用	1.30	2.39	2.15	2.50
宗教活動	0.08	0.18	0.33	0.40
観覧及び文化行事の参加	0.01	0.01	0.02	0.05
スポーツ及びレジャー	0.14	0.31	0.13	0.27
趣味及びその他の余暇活動	0.25	0.38	0.26	0.32

出所：統計庁 2004年「生活時間調査」より作成

最後に表9では、片働き世帯と共働き世帯の妻の生活時間の違いの一端を示すために、余暇時間を比較してみた。余暇に使った時間の順位は共働き世帯も片働き世帯も、1位がメディア利用、2位が交際活動、3位が趣味及びその他の余暇活動である。1位のメディアに利用した時間が、他の余暇活動に使った時間よりはるかに多いことが分かる。また、片働き世帯の妻は、ほとんどの余暇活動において、共働き世帯の妻より多くの時間を消費していることが分かる。特に、1位のメディア利用に使った時間は、他の余暇活動に利用した時間の合計より大きい。メディアの利用の具体的な活動をみると、新聞、雑誌、TV、ビデオ、DVD、ラジオ、CD・テープなどの音楽、インターネットによる情報検索などが含まれており、その中でもTVの視聴時間が最も多い。多くの妻が家庭内で容易に楽しめる時間の過ごし方であろう。これらの片働き世帯の妻は共働きをしなくとも良い条件があると考えられる。

おわりに

小論は、韓国女性の労働参加率が低い理由を検討する意味を、まず、労働時間と余暇との関係から労働供給モデルを使って検討した。このモデルの妥当性を理解する意味をもって、韓国既婚女性の日常生活について「生活時間調査」結果を分析してきた。

その結果から、既婚女性は、既婚男性や未婚女性よりかなりの時間を労働全体に消費していることが分かった。その内容は、既婚女性が無給労働に使った時間が多く、家事の主な担い手である点である。就業女性は家事と仕事を両立しなければならないという二重負担を抱えている。ここから、既婚女性が、労働に参加するためには、伝統的性役割分担に変化がない限り、既婚女性の労働参入は厳しいといえよう。

就業女性、特に36時間以上働いている女性の現状を見ると、既婚女性は余暇や家事労働を減らして、その時間を有給労働に使っていることも分かった。つまり、長時間労働は既婚女性には大きな負担である。この現実から見る限り、企業が未就業の既婚女性に長時間労働を求める限り、既婚女性の労働参入は難しいと考え

られる。それに対し、短時間労働の場合は、既婚女性にとって家事、仕事、余暇がある程度バランスをとりやすい。既婚女性の労働市場への参入を増やすためには、既婚女性が働きやすい短時間労働を増やすことが必要であろう。

また、共働き世帯と片働き世帯の妻の時間配分の検討から分かるように、片働き世帯の妻は、共働き世帯の妻より余暇や家事労働に使う時間が長く、片働き世帯の妻は、時間的に働く余裕があると考えられる。このような既婚女性を労働力とするには、短時間労働はもとより、働く形態からも、さまざまな働き方を開発し、提供すべきであろう。もちろん、短時間労働の報酬を増やして、働くインセンティブを高めるとともに、家事、育児を社会的に支える仕組みを考える必要があろう。

本稿は労働参加率に与える影響を「時間」に限って検討しているため、既婚女性の労働参加率に与える他の要因を十分検討していない。たとえば、世帯所得（夫の労働所得や資産所得）や個人の働く意志が労働参加率に与える影響などに対する検討が必要であろう。もちろん、本稿で取り上げた既婚女性の社会・人口学的な属性（年齢、学歴、職種など）の分析は十分出来なかつた。これについては、さらに検討を進めたい。

注

- 1 労働参加率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合である。式で示すと、「労働参加率=15歳以上労働力人口／15歳以上人口 * 100」となる。
- 2 91年に乳幼児保育法、95年に女性発展基本法、1999年に男女差別禁止に関する法律、男女雇用均等法が制定された。
- 3 2006年の統計庁の資料によると、2000年に高齢化社会に入った韓国は、2005年の高齢化率が9.1%であり、2026年ごろには高齢人口が全体人口の20%を超える超高齢社会に入り、2050年には65歳以上の高齢人口が全人口の34%以上を占めると予測されている。
- 4 2004年の統計庁の資料によると、韓国の合計特殊出生率はOECD国家のなかで最低水準の1.16人と調査されており、2005年のそれはさらに低く、1.08人となり、低出生率は社会的に憂慮されている。韓国の合計特殊出生率はスウェーデンや日本よりもさらに低い。もっとも憂慮すべきことは、他の先進国が100年にわたって現れた出生率の低下が、韓国ではわずか20年で発生していることである。
- 5 行動分類には、さまざまな分類がある。日本統計局の「社会生活基本調査」では、一次行動、二次行動、三次行動の三つの行動に分けているが、NHK放送文化研究所の2005年「国民生活時間調査報告書」では、必需行動、拘束行動、自由行動の三つの行動に分けている。必需行動は、個体を維持向上させるために行う必要不可欠性の高い行動であり、睡眠、食事、身のまわりの用事、療養・静養、からなる。拘束行動は、家庭や社会を維持向上させるために行う義務性・拘束性の高い行動であり、仕事、学業、家事、通勤・通学、社会参加、からなる。自由行動は、人間性を維持向上させるために行う自由裁量性の高い行動であり、マスメディア接触、積極的活動であるレジャー活動、人と会うこと・話すことが中心の会話・交際、心身を休めることが中心の休憩、からなる。本稿では、NHK放送文化研究所の「必需行動」という表現だけを引用し、拘束行動や自由行動については具体的な行動分類の内容が、本稿の研究内容による分類内容と若干違うため引用していない。本稿では拘束行動や自由行動に当たるもの有給労働、無給労働、自由時間、移動時間、その他の時間と分けている。
- 6 平日には土曜日は含まれていない。
- 7 韓国の場合、政府の労働統計では雇用形態に関係なく、実労働時間を基準に週36時間未満の労働を短時間労働としている。
- 8 2006年の「OECD Employment Outlook」資料からのデータで2005年のデータであり、日本の場合は25.8%である。

参考文献

(日本語文献)

樋口美雄 (1996) 『労働経済学』、東洋経済新報社

(英語文献)

Feather, P. M. & Shaw, W. D., The Demand for Leisure Time in the Presence of Constrained Work Hours, *Economic Inquiry* v38 n4, 2000 pp.651-661

Heckman, James (1974), Shadow Prices, Market Wages, and Labor Supply, *Econometrica*, Vol.42, No.4. (Jul., 1974), pp.679-694

Moffitt, Robert (1982), The Tobit Model, Hours of Work and Institutional Constraints, *The Review of Economics and Statistics*, Vol.64, No.3. (Aug., 1982) pp.510-515

Robinson, John P. & Godbey, Geoffrey (1997). *Time for Life: The surprising Ways Americans Use Their Time* Pennsylvania State University Press

Zebel, J. E. (1993), Then Relationship between Hours of Work and Labor Force Participation in Four Models of Labor Supply Behavior, *JLE*, vol.11, no.2, pp.387-416

(韓国語文献)

박민자 (パクミンジャ), 손문금 (ソンムンクム) (2005) 「고령여성과 남성의 일상생활 : “생활시간조사” 자료를 중심으로」 (高齢女性と男性の日常生活：“生活時間調査”資料を中心に) *사회과학연구* vol.11 pp.121-145

박수미 (パクスミ), 김진옥 (キムジンウク), 선보영 (ソンボヨン), 손문금 (ソンムンクム) (2005) 「한국여성의 생활세계에 관한 연구」 (韓国女性の生活世界に関する研究)
한국노동연구원

安玲姫 (1977) 「주부의 생활시간 구조에 관한 조사연구」 (主婦の生活時間構造に関する調査研究) 慶尚大学 論文集 16: 19~26

統計庁 (2005) 「2004년 생활시간조사」 제 1 권 생활시간량편 (「2004年生活時間調査」第1卷 生活時間量編)

황수경 (ファンスキョン) (2004) 「기혼여성의 노동공급과 단시간 근로」 (既婚女性の労働供給と短時間労働) 한국노동연구원

Daily Life of Married Women in South Korea: Analysis based on the Data of “The Survey on Daily Time Budget”

JIN Jinyan*

The female labor participation rate in South Korea was 49.8% in 2004. That means that more than half of the married women do not work in the labor market. This is the sixth rank from the low sequence. Namely, once South Korea women get married, they tend not to work in the labor market. Why is it so low? This is the point we would like to focus on.

By the way, the birth rate has been declining and aging society has been advancing. As a result, labor shortage is becoming one of the concerns. So, taking advantage of the married women's labor is considered as one of the solutions. In fact, the labor participation rate of married women has been increasing continuously since 1980 due to the change of industrial structure as well as flexibility of labor markets. However, when we compared with the other western countries, it still remains low.

In this paper, we try to analyze why it is so low in South Korea from the perspective of daily time budget. When we think about the working time for married women in South Korea, we have to consider the characteristic of labor market, which means that the firm in South Korea demand the regular working time instead of short time such as part time job. We try to show this from the theory of micro economics.

In conclusion, it is recommended that the firm need to offer more flexible working environment for the married women.

* Postgraduate Student, Osaka University of Foreign Studies